

佐賀県選挙管理委員会告示第21号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月20日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町大字金立2215番地27	佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市金立町大字金立2215番地27
<u>医療法人社団敬愛会佐賀記念病院</u>	<u>佐賀市高木瀬町大字長瀬1240番地</u>		
	<u>1</u>		
医療法人社団真仁会境野病院	佐賀市松原四丁目3の3	医療法人社団真仁会境野病院	佐賀市松原四丁目3の3
略	略	略	略
医療法人松籟会介護老人保健施設ケアハイツ虹	唐津市浜玉町横田下字鳥越177番地	医療法人松籟会介護老人保健施設ケアハイツ虹	唐津市浜玉町横田下字鳥越177番地
<u>医療法人愛仁会新屋敷病院</u>	<u>唐津市相知町町切898番地の3</u>		
医療法人尚誠会冬野病院	唐津市相知町相知2264番地	医療法人尚誠会冬野病院	唐津市相知町相知2264番地
略	略	略	略
2・3 略		2・3 略	